月島ホールディングス株式会社

証券コード：6332

臨時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年12月4日（金曜日）午後２時
（受付開始　午後1時）

開催場所

東京都中央区晴海４丁目７番28号

ホテルマリナーズコート東京
４階　　白鳳

※会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようにご注意ください。

議案

第1号議案　株式交換契約承認の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

株主の皆様へ



代表取締役社長
川﨑　淳

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
臨時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は2026年９月30日、三菱化工機株式会社との経営統合契約を締結いたしました。両社の株主総会の承認を経て、2027年４月１日に経営統合を実施する予定です。

両社を取り巻く経営環境は、国内人口減少と業界再編の進行、水インフラ事業における官民連携ニーズの拡大、カーボンニュートラルや資源循環に向けた社会的要請の高まり等により、大きく変化しています。

両社には「ものづくり」を原点とする企業文化に加え、エンジニアリング及びアフターサービスを軸にする事業モデルに共通点があり、高い親和性を有します。今回の経営統合により「水・エネルギー・産業インフラを支える機械・エンジニアリングのリーディングカンパニー」を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、このたびの経営統合の趣旨をご理解いただき、今後とも引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

招集ご通知

株主の皆様へ

証券コード　6332
2026年11月19日
（電子提供措置の開始日2026年11月12日）

東京都中央区晴海三丁目５番１号
月島ホールディングス株式会社
代表取締役社長　川　﨑　　淳

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」および「臨時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.tsk-g.co.jp/ir/stockholder/meeting/

　また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「月島ホールディングス」または証券「コード」に「6332」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年12月３日（木曜日）午後５時５分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年12月4日（金曜日）午後2時**（受付開始　午後1時）
2 場　　所	東京都中央区晴海4丁目7番28号ホテルマリナーズコート東京　4階　白鳳 **（会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようにご注意ください。）**
3 目的事項	**決議事項**　第1号議案　株式交換契約承認の件 第2号議案　定款一部変更の件 第3号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

以　上

当日ご出席されない場合の議決権行使についてのご案内

●書面(郵送)による議決権行使の場合



この「招集ご通知」とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年12月３日（木曜日）午後５時５分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●インターネット等による議決権行使の場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）を通じて2026年12月３日（木曜日）午後５時５分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後掲５頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

機関投資家の皆様には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

その他の招集に関する事項

●当日ご出席の際は、お手数ながらこの「招集ご通知」とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
●当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合、代理人は当社の議決権を有する株主に限られます。
なお、代理人は１名とさせていただきます。
●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト（前掲２頁をご参照ください。）にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

●ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
●次の事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、「その他電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として、お送りする書面には含まれておりません。
▶「第１号議案　株式交換契約承認の件」のうち「三菱化工機株式会社の定款の定め」「三菱化工機株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1．インターネットによる議決権行使について

（1）インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です（毎日午前２時30分から午前４時30分までは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます）。

［議決権行使ウェブサイト］　https://evote.tr.mufg.jp/

（2）議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
また、スマートフォンにて議決権行使書に記載された「ログイン用ＱＲコード」を読み取りいただくことで、ログインＩＤ・パスワードをご入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインいただけます。

（3）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

（4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

（5）インターネットによる議決権の行使は、2026年12月３日（木曜日）午後５時５分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2．パスワードの取り扱い

（1）株主総会招集の都度、新しい「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3．インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

電　　話　０１２０－１７３－０２７（通話料無料）
受付時間　午前９時から午後９時まで

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　株式交換契約承認の件

当社と三菱化工機株式会社（以下「三菱化工機」といい、当社と三菱化工機を総称して「両社」といいます。）は、2027年４月１日（予定）をもって、対等の精神に基づいた経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施すべく、①三菱化工機を吸収分割会社、三菱化工機の完全子会社であるＭＫＫネクスト株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、三菱化工機を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業（以下「本承継事業」といいます。）に関する権利義務を分割準備会社に承継して三菱化工機を持株会社化し、②本吸収分割の効力発生を条件として、両社による株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、③当該持株会社の下で、下記「１．本株式交換を行う理由」の「（３）本経営統合の要旨」記載の一連の取引を実施して、グループ内の事業を再編することに合意し、2026年９月30日開催の両社の取締役会決議により、両社は、対等の精神に基づいた経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び本株式交換に関する株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を、また、三菱化工機は、2026年９月30日開催の三菱化工機の取締役会決議により、本吸収分割に関する吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を、それぞれ締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容その他本議案に関する事項は、以下のとおりです。

１．本株式交換を行う理由

（１）本経営統合の背景

当社は、1905年に産業機械メーカーとして創業し、現在は公共水インフラ向け機械・プラントを主要マーケットとする水環境事業と、産業インフラ及び環境関連の機械・プラントを主要マーケットとする産業事業を展開しております。水環境事業では、浄水場・下水処理場等の水インフラ設備に関する単体機器・プラントの設計・建設からO&M（運転管理・メンテナンス）を含むライフサイクルビジネスまで一貫して提供しております。2023年にはJFEエンジニアリング株式会社との国内水エンジニアリング事業の統合により月島JFEアクアソリューション株式会社を設立し、水環境事業におけるシナジー創出や官民連携事業への対応力強化を推進しております。一方、産業事業では、化学、ライフサイエンス、エネルギー分野等に向けた単体機器及びプラントの提供に加え、産業廃棄物・半導体向け廃水処理及びリサイクル分野にも事業を展開しております。近年では、ケミカルリサイクル分野や電子材料等の高機能材料分野向けの単体機器の拡販及びアフターセールスの強化に取り組んでおります。

一方、三菱化工機は、1935年に化学機械専門メーカーとして設立され、現在は、プラント・環境設備の設計・建設を中心とするエンジニアリング事業と、遠心分離機等の各種単体機器の製造・販売を行う単体機械事業を展開しております。エンジニアリング事業では、都市ガス、水素、石油化学、半導体関連材料及び水処理等の幅広い産業分野に対し、水素製造装置の供給や、プラントの設計・建設、製品・設備の提供からアフターサービスまで総合的なソリューションを提供しております。単体機械事業では、創業時から培ってきた「固液分離技術」をもとに、高い国内外シェアを有する船舶用油清浄機をはじめ、医薬、食品、化学等の様々な分野における産業機械の製造・販売からアフターサービスを一貫して提供しております。加えて、「三菱化工機グループ経営ビジョン2050」で掲げる、４つの戦略的事業領域（「持続可能な循環型社会推進事業」「水素を核としたクリーンエネルギー事業」「デジタルを活用した省力・省エネ事業」「水・食・自然災害等の課題解決に向けた次世代技術開発事業」）の実現に向け、既存事業から切り出したGX事業として成長領域に再定義し、これを長期成長戦略の中心に据えてビジネス展開の加速・拡大を進めております。

当社と三菱化工機の関係は古く、三菱化工機は三菱グループ各社と当社（当時の月島機械株式会社）の出資により設立されました。両社は、産業機械の国産化という共通の志のもと、おおよそ一世紀にわたり切磋琢磨を続け、ともに発展してきた歴史を有しております。また、各種単体機器の製造・販売という、いわゆる「ものづくり」を原点とする企業文化に加え、エンジニアリング及びアフターサービスを軸とする事業モデルにおいても高い親和性を有しております。

以上のように、両社はともにエンジニアリング・産業機械領域及び水環境領域において事業を展開しておりますが、昨今、カーボンニュートラルの実現や資源循環といった持続的な社会への貢献に向けた社会的要請が高まるとともに、国内市場においては、人口減少による中長期的な市場縮小や人材不足・技術承継といった課題が顕在化しており、企業は競争力の強化や経営資源の有効活用が求められております。

当社は、水環境事業において汚泥処理分野を中心とした充実した製品ラインナップや下水汚泥焼却炉等の国内トップクラスの市場シェアを有するとともに、PFI・DBO事業等の官民連携事業において豊富な実績があります。一方、産業事業においては、事業規模の拡大と収益力のさらなる向上が課題となっております。また、三菱化工機は、単体機械事業において国内外で高いシェアを有する船舶用油清浄機をはじめとした多様なラインナップとアフターサービス体制を強みとして高い収益性を確立しております。一方で、水処理を含むエンジニアリング事業においては競争環境の厳しさが増しているほか、今後市場拡大が見込まれるウォーターPPP等の官民連携事業への対応力強化が課題となっております。

このような認識の下、当社及び三菱化工機は、お互いの強み・課題が補完関係にある両社がそれぞれの強みとする経営資源を結集し、リソースの集約化を図ることで事業効率及び競争力・品質を高度化させ、今後の社会産業構造の変化に対応しつつ成長市場の取り込みを目指しうる形で収益力の強化により強固な事業基盤を構築することが、厳しさを増す競争環境に対応しつつ持続的な企業価値の向上及びすべてのステークホルダーへの一層の貢献に資するとの認識で一致し、両社対等の精神において本経営統合を行うことを決定いたしました。

（2）本経営統合の目的及び取り組み

本経営統合により、両社が長年にわたり培ってきた技術力・顧客基盤及び事業のノウハウ等の経営資源を新たな一体体制のもとで最大限活用するとともに、三菱グループの一員としての信頼とブランド力を背景に、『水・エネルギー・産業インフラを支える機械・エンジニアリングのリーディングカンパニー』を目指し、強固な事業基盤の構築と企業価値のさらなる向上を実現してまいります。具体的には、以下の取り組みを推進してまいります。

① 両社の強みを活かした事業基盤の強化（既存領域）

両社は、単体機器、エンジニアリング及び水環境事業を共通の事業領域としながら、それぞれ異なる強みと競争優位性を有しております。本経営統合により、単体機器の開発・設計・製造からアフターサービスに至るまでのバリューチェーンを強化するとともに、両社の顧客基盤を活用したクロスセルを通じて、さらなる収益基盤の拡充を図ってまいります。

・単体機器事業

当社は、晶析装置や乾燥機、ろ過機、攪拌機等競争力のある製品ラインナップを有しており、三菱化工機は、単体機械事業において国内外で高いシェアを有する船舶用油清浄機をはじめ、多様な製品ラインナップと充実したアフターサービス体制を強みとして、高い収益性を確立しております。

本経営統合により、両社の製品ラインナップ及び顧客基盤を相互に活用することで、販売機会の拡大を図ってまいります。具体的には、当社の晶析装置や乾燥機を三菱化工機の既存顧客へ、三菱化工機の遠心分離機・ろ過機を当社の既存顧客へ提案する等のクロスセルを推進し、両社の機器を組み合わせた最適なプロセス提案を行うことで、顧客への提案力の向上を図ってまいります。一例として、三菱化工機の分離機の後段工程に当社の乾燥機を組み合わせることで、省スペース化や工期短縮を実現した高付加価値なユニット提案等が挙げられます。

さらに、単体機器の製造拠点、アフターサービス網及び研究開発拠点の最適化を進めるとともに、デジタル技術の活用による生産性向上を推進し、競争力のさらなる強化を図ってまいります。

・エンジニアリング事業

両社は、化学・ライフサイエンス・エネルギー・半導体・水素等の産業分野において、それぞれ独自の強みと顧客基盤を有し、プラントエンジニアリング及びアフターサービスを幅広く提供しております。

本経営統合により、両社が有する人材、技術及びノウハウを最適に活用することで、より大型な案件への対応力及び提案力を強化し、受注機会の拡大を図ってまいります。また、処理工程における自社製

機器の採用拡大やアフターサービスの強化を通じて、収益力の向上を推進いたします。
　環境関連分野においては、当社が強みを有する廃棄物処理設備や廃水処理設備を三菱化工機の顧客基盤へ展開することで、新たな事業機会の創出と事業領域の拡大を図ってまいります。

・水環境事業
　当社は、水環境事業において汚泥処理分野を中心とした充実した製品ラインナップを有しているほか、下水汚泥焼却炉等において国内トップクラスの市場シェアを有しております。また、PFI・DBO事業をはじめとする官民連携事業においても豊富な実績を有しております。
　本経営統合により、当社が蓄積した官民連携事業に関する知見及びノウハウを活用し、大型案件のさらなる獲得を目指すとともに、両社が強みを有する地域・顧客基盤を補完することで事業規模の拡大に取り組んでまいります。また、運転管理分野においては、当社が有する水インフラ向け遠隔監視システムやAI・IoTを活用したロボット点検等のDXソリューションを三菱化工機の運転管理受託施設に展開することで、運転管理業務の効率化及びサービス品質のさらなる向上を図ってまいります。加えて、運転管理人材の不足といった社会的課題への対応にも取り組み、持続可能な水インフラ運営に貢献いたします。

②　シナジーを活かした新たな成長機会の創出（成長領域）
　今後の成長ドライバーとして位置付けるGX分野及び高機能材料分野において、両社の技術、製品及び顧客基盤を融合した高付加価値ソリューションの創出を推進いたします。
　象徴的な取り組みとして、下水処理場を起点とした「水・エネルギー・資源循環ソリューション」の展開が挙げられます。当社は、下水汚泥の消化（メタン発酵）、バイオガス発電及び汚泥燃料化等、下水資源の有効利用に関する豊富な実績とノウハウを有しております。一方、三菱化工機は、水素製造技術に関する豊富な知見と高い競争力を有しているほか、二酸化炭素回収技術にも取り組んでおります。下水汚泥由来のバイオガス、水素製造や回収した二酸化炭素の利活用等、本経営統合を通じて両社の技術を組み合わせることで、クリーンエネルギーの創出、カーボンニュートラルの実現及び資源循環の推進を同時に実現する新たな統合型ソリューションの創出を目指してまいります。また、これらの技術は公共水インフラ分野にとどまらず、産業排水処理設備等の環境関連分野への展開も期待できることから、GX分野における新たな事業機会の創出につながるものと考えております。このような技術融合を通じて、地球温暖化防止をはじめとする社会課題の解決に貢献するとともに、持続的な成長を支える新たな収益基盤の構築を目指してまいります。
　上記の取り組みを通じたオーガニックな成長に加え、国内外で進展する業界再編への対応として、M&Aを通じたインオーガニック成長も積極的に推進してまいります。また、海外事業においても、東ア

ジアやASEAN地域を中心に、両社が有する技術、人材及び営業ネットワークを活用し、事業展開を加速させてまいります。加えて、三菱グループが有する幅広い顧客基盤や事業ネットワークとの連携を強化することで、新たな事業機会の創出を図り、さらなる成長を実現してまいります。

③　経営基盤の高度化と共創による企業価値創造

新たな持株会社体制のもとでコーポレートガバナンス及び経営管理体制の高度化を推進してまいります。コーポレート機能の生産性の向上のために人材配置の最適化や基幹システムの統廃合を図ってまいります。一方、EPC・製造・アフターサービス等のライン機能においては、AIやロボティクス等最新のデジタル技術を導入することにより効率化を進め、コスト競争力の向上を実現してまいります。

さらに、両社間の人材交流や共同プロジェクトの推進を通じて経営資源の融合を促進するとともに、各分野の専門性を高め合うことで、新たな価値創造を支える共創型企業文化の醸成を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、持続的な成長を支える強固な経営基盤の構築を目指してまいります。

上記①～③の取り組みを着実に推進することにより、本経営統合によるシナジー効果を最大化し、2036年３月期においてはグループ経営目標として売上高：3,500億円、営業利益：300億円以上を目指してまいります。うち、シナジー効果につきましては、2036年３月期を目途に、売上高：500億円、営業利益：80億円が発現する見込みです。

（3）本経営統合の要旨

本経営統合契約において、両社は、本経営統合の形式について、大要以下のとおり合意しております。なお、本経営統合の方式については、下記の参考図もご参照ください。

① 三菱化工機は、2027年４月１日付で、三菱化工機を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする本吸収分割を行うことにより、本承継事業に関する権利義務を分割準備会社に承継します。

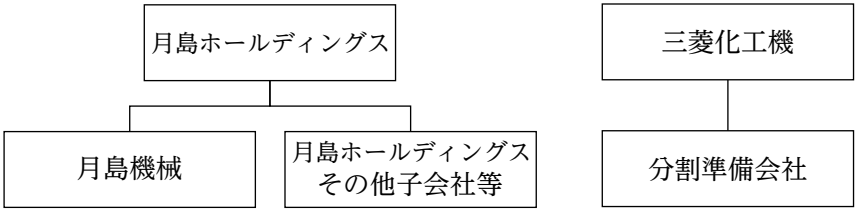
② 当社及び三菱化工機は、2027年４月１日付で、本吸収分割及び三菱化工機における発行可能株式総数を増加させる旨の定款変更の効力発生を条件として、三菱化工機を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行い、本株式交換の効力発生を条件として、三菱化工機は三菱月島化工機ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）に、分割準備会社は三菱化工機株式会社（以下「新・三菱化工機」といいます。）に商号を変更する予定です。

③　グループ会社管理の効率化を図る観点から、中間（純粋）持株会社を存続させることを避けるべく、共同持株会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併①」といいます。）を行う予定です。本吸収合併①の効力発生日は2027年７月１日を予定しております。

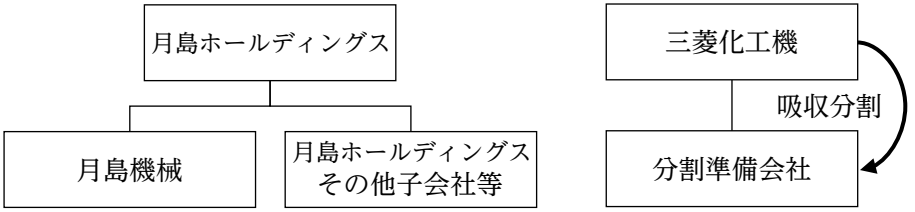
④　両社の産業機械領域の事業はそれぞれ月島機械株式会社（以下「月島機械」といいます。）と新・三菱化工機が行うことになりますが、これを新・三菱化工機に集約させ、新・三菱化工機を共同持株会社グループにおける産業機械事業を主として営む事業子会社とすることを目的として、新・三菱化工機を吸収合併存続会社、月島機械を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併②」といいます。）を行う予定です。本吸収合併②の効力発生日は2027年７月１日を予定しており、本吸収合併②の効力発生を条件として、新・三菱化工機は三菱月島化工機械株式会社（以下「三菱月島化工機械」といいます。）に商号を変更する予定です。

※参考図

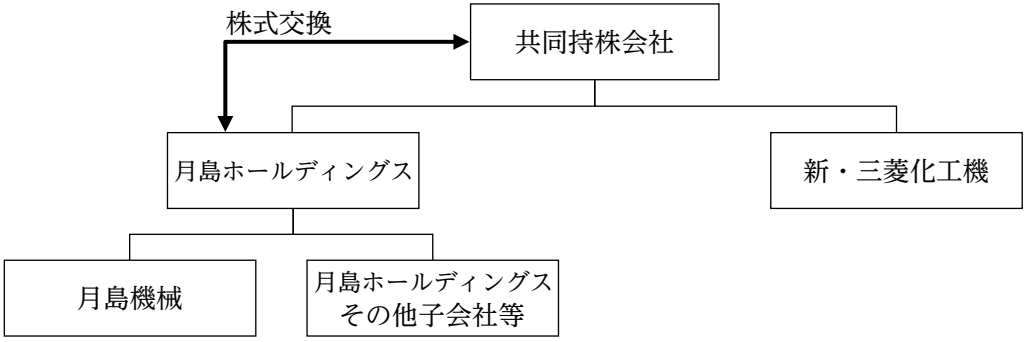
＜現状＞



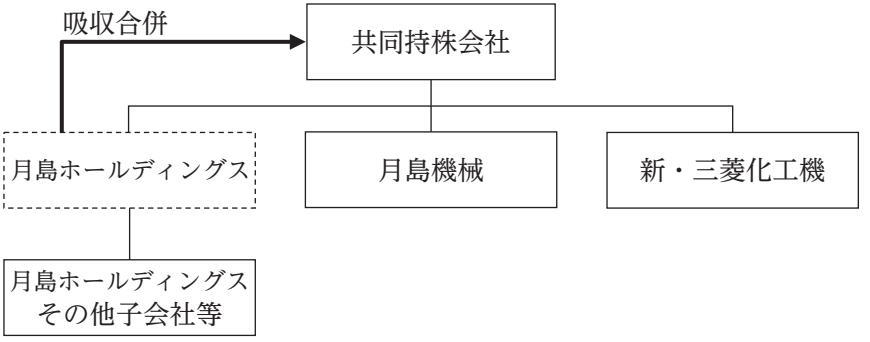
＜本吸収分割（2027年４月１日（予定））＞



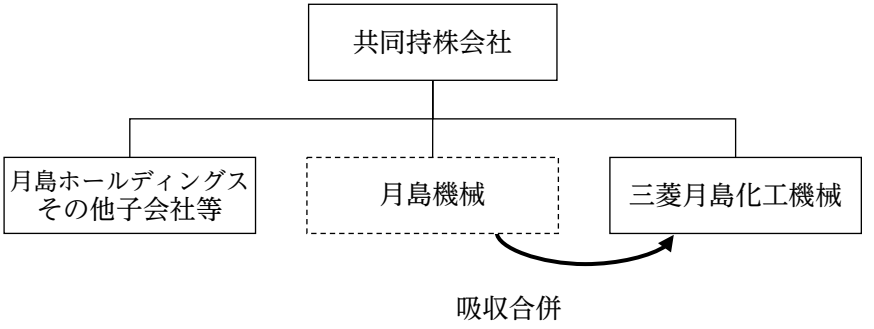
＜本株式交換（2027年４月１日（予定））＞



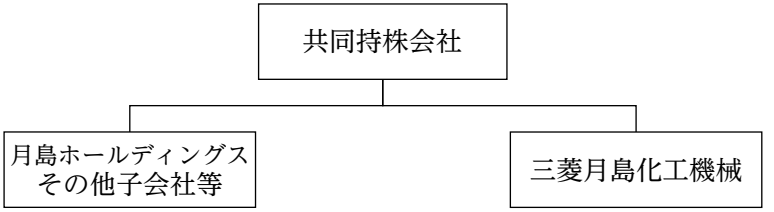
＜本吸収合併①（2027年７月１日（目途））＞



＜本吸収合併②（2027年７月１日（目途））＞



＜本吸収合併②後＞



2．本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書（写）

月島ホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び三菱化工機株式会社(以下「乙」という。)は、2026年9月30日(以下「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条　(本株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、乙を株式交換完全親会社、甲を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、乙は、本株式交換により、甲の発行済株式の全部を取得する。

第2条　(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)　甲(株式交換完全子会社)
　　商号：月島ホールディングス株式会社
　　住所：東京都中央区晴海三丁目5番1号

(2)　乙(株式交換完全親会社)
　　商号：三菱化工機株式会社
　　住所：神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号

第3条　(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1.　乙は、本株式交換に際して、本株式交換により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主(第7条に基づく甲の自己株式の消却後の株主をいう。以下本条において同じ。)に対して、その保有する甲の普通株式に代わり、その保有する甲の普通株式の数の合計に0.88を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。

2.　乙は、本株式交換に際して、基準時における甲の株主に対して、その保有する甲の普通株式に代わり、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.88株の割合をもって、乙の普通株式を割り当てる。

3.　前二項の規定に従い乙が甲の株主に対して割り当てるべき乙の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、乙は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条　(乙の資本金及び準備金に関する事項)

本株式交換により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い乙が別途定める金額とする。

第5条　(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2027年4月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、協議し合意の上で、これを変更することができる。

第6条　(株主総会の承認)

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第795条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条　(自己株式の消却)

甲は、本効力発生日の前日までに開催される甲の取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにおいて自らが保有する自己株式の全部(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により甲が取得する自己株式を含む。)を、基準時の直前の時点において消却する。

第8条　(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上で、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条　(本契約の効力)

本契約は、本効力発生日の前日までに、(ⅰ)甲若しくは乙の株主総会において本契約若しくは本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合、(ⅱ)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき乙が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等の本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。)、又は、(ⅲ)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条　(準拠法及び管轄合意)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。また、本契約に起因又は関連して発生する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条　(協議事項)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項について疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各1通を保有する。

2026年9月30日

甲：　東京都中央区晴海三丁目5番1号
月島ホールディングス株式会社
代表取締役社長社長執行役員　川﨑　淳

乙：　神奈川県川崎市川崎区大川町2番1号
三菱化工機株式会社
代表取締役　社長執行役員　田中　利一

3．交換対価の相当性に関する事項

（1）交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

	三菱化工機 （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
株式交換に係る交換比率	1	0.88
本株式交換により交付する株式数	三菱化工機の普通株式：34,811,735株（予定）	

（注１）株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）１株に対して三菱化工機の普通株式（以下「三菱化工機株式」といいます。）0.88株を割当て交付いたします。但し、上記株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上で変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する株式数

三菱化工機株式 34,811,735株（予定）

上記の普通株式数は、2026年６月30日時点における当社株式の発行済株式総数（40,125,800株）及び自己株式数（567,010株）に基づいて算出しております。

三菱化工機は、本株式交換に際して、三菱化工機が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様に対し、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の三菱化工機株式を割当て交付する予定です。また、交付する三菱化工機株式については、三菱化工機が保有する自己株式を一部充当するとともに、新たに普通株式34,151,480株の発行を行う予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、基準時の直前時において当社が保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却することを予定しているため、実際に三菱化工機が交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、三菱化工機の単元未満株式を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。三菱化工機の単元未満株式を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、三菱化工機に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

② 単元未満株式の買増制度（１単元への買増し）

会社法第194条第１項の規定及び三菱化工機の定款の規定に基づき、三菱化工機が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる単元未満株式の数と併せて１単元株式数（100株）となる数の株式を三菱化工機から買い増すことができます。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、三菱化工機株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、三菱化工機が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（ア）割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「①本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、三菱化工機は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記「（３）当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「①公正性を担保するための措置」の「（ア）独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「（３）当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「①公正性を担保するための措置」の「（イ）独立した法律事務所からの助言」に記載の西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの法的助言、並びに当社及びそのアドバイザーが三菱化工機に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は当社の株

主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

三菱化工機は、下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「①公正性を担保するための措置」の「(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「①公正性を担保するための措置」の「(イ) 独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、並びに三菱化工機及びそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は三菱化工機の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

このように、両社は、それぞれ第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「①本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2026年９月30日付で開催された両社の取締役会において本経営統合契約及び本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

（イ）算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

野村證券及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

野村證券は、両社の株式がそれぞれ、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各算定手法における三菱化工機株式の１株当たり株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.79～0.83
類似会社比較法	0.66～0.80
ＤＣＦ法	0.84～1.28

なお、市場株価平均法については、2026年９月29日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近５営業日、１か月間、３か月間及び６か月間の各期間の取引日における終値単純平均を採用しております。

ＤＣＦ法については、当社より提供された事業計画及び三菱化工機から提供され当社により確認された事業計画に基づいて、両社が生み出す将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に両社から提供された一切の情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2026年９月29日現在までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い当社及び三菱化工機の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式交換によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした2027年３月期から2030年３月期までの当社の事業計画及び2027年３月期から2030年３月期までの三菱化工機の事業計画については、前事業年度比で大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社においては、2028年３月期において、運転資本の増加幅の縮小及び設備投資額の減少による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加、2030年３月期において、運転資本の増加幅の縮小による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。三菱化工機においては、2028年３月期以降に設備投資額が減少していくことに起因して、2029年３月期及び2030年３月期において、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2026年９月29日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの１か月間、３か月間及び６か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ分析における、価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、両社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、各手法による当社株式１株に対して割り当てる三菱化工機の株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	0.79～0.83
類似企業比較分析	0.52～1.23
ＤＣＦ分析	0.70～1.24

（注）　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式交換比率の分析は、三菱化工機の取締役会の参考に資するためにのみ同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、当社又は三菱化工機の株主に対して、本株式交換への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式交換に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は当社若しくは三菱化工機によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、両社の将来の財務状況に関する、提供された時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、両社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としておりま

す。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社、三菱化工機及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、株式交換比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び株式交換比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式交換比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社又は三菱化工機の実際の価値に関する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

（2）交換対価として当該種類の財産を選択した理由

両社は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる三菱化工機の普通株式を選択いたしました。

当社は、三菱化工機株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も引き続き同市場において取引が可能であること、及び、当社の株主の皆様が上記「1．本株式交換を行う理由」に記載の本経営統合に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換の結果、本株式交換の効力発生日である2027年４月１日をもって、三菱化工機は当社の発行済普通株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2027年３月30日に上場廃止（最終売買日は2027年３月29日）となる予定です。一方で、本株式交換の対価である三菱化工機株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、引き続き同市場にて取引が可能です。

当社株式の上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引をすることができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様に割り当てられる三菱化工機株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を114株以上保有し、本株式交換により三菱化工機株式の単元株式数である100株以上の三菱化工機株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方で、基準時において、114株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、三菱化工機株式の単

元株式数である100株に満たない三菱化工機株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、三菱化工機に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、三菱化工機が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる単元未満株式の数と併せて１単元株式数となる数の株式を三菱化工機から買い増すこともできます。詳細については、上記「(１) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「①本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率)」の「(注３)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い１株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(１) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「①本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率)」の（注４)「１株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2027年３月29日（予定）までは、東京証券取引所プライム市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（３）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

①　公正性を担保するための措置

両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

（ア）独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2026年９月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(１) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。

他方、三菱化工機は、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券より、2026年９月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(１) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(イ) 算定に関する事項」をご参照ください。

（イ）独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、三菱化工機は、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたっては、当社と三菱化工機の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

（4）株式交換完全親会社となる三菱化工機の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する三菱化工機の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、三菱化工機が別途定める金額といたします。かかる取扱いは、三菱化工機の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

4．交換対価について参考となるべき事項

（1）三菱化工機の定款の定め

三菱化工機の定款は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス https://www.tsk-g.co.jp）において掲載しております。

（2）交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

三菱化工機株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

三菱化工機株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

該当事項はありません。

（3）交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2026年９月30日）の前営業日（2026年９月29日）を基準として、１か月間、３か月間、６か月間の東京証券取引所プライム市場における三菱化工機株式の終値の平均（１円未満の端数については四捨五入しております。）は、それぞれ3,338円、3,334円、3,384円です。また、三菱化工機株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（https://www.jpx.co.jp/）等でご覧いただけます。

（4）三菱化工機の過去５年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

三菱化工機は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第１項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5．本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

6．計算書類等に関する事項

（1）三菱化工機の最終事業年度に係る計算書類等の内容

三菱化工機の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス https://www.tsk-g.co.jp）において掲載しております。

（2）三菱化工機の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本経営統合契約、本株式交換契約及び本吸収分割契約の締結

三菱化工機は、2026年９月30日開催の取締役会において、本経営統合に関し、三菱化工機を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

また、三菱化工機は、同日開催の取締役会において、三菱化工機を吸収分割会社、三菱化工機の完全子会社である分割準備会社を吸収分割承継会社とする本吸収分割を行うことを決議し、同日付で本吸収分割契約を締結いたしました。

② 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少

三菱化工機は、2026年10月30日開催の取締役会において、2027年３月31日（予定）を効力発生日として、（ⅰ）資本金の額を3,856,975,000円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、（ⅱ）資本準備金の額を4,202,882,463円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、また、（ⅲ）利益準備金の額を840,382,512円減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替える旨の議案を、2026年12月４日開催予定の同社臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

③ 資本準備金の額の減少

三菱化工機は、2026年10月30日開催の取締役会において、2027年４月１日（予定）を効力発生日として、資本準備金の額を43,000,000,000円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替える旨の議案を2026年12月４日開催予定の同社臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

④ 剰余金の配当

三菱化工機は、2026年６月26日開催の定時株主総会における決議に基づき、同年３月31日を基準日、同年６月29日を効力発生日とする１株当たり75円、配当総額1,731百万円の剰余金の配当を行いました。

（3）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

当社は、2026年９月30日開催の取締役会において、本経営統合に関し、三菱化工機を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

② 自己株式の取得に係る事項の決定

当社は、2026年９月30日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決定いたしました。2026年10月５日から2027年３月19日までの取得期間において、当社株式1,000,000株（上限）を取得価額30億円（上限）で取得する予定です。

③ 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2026年６月24日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議し、2026年７月17日に払込手続が完了いたしました。当該処分の概要は以下のとおりです。

1.	処分する株式の種類及び数	当社株式43,433株
2.	処分価額	１株につき2,634円
3.	処分総額	114,402,522円
4.	処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く） ２名 9,726株 当社の執行役員５名 2,237株 当社子会社の取締役の一部 23名 31,470株
5.	処分期日	2026年７月17日

④　剰余金の配当

当社は、2026年５月12日開催の取締役会における決議に基づき、同年３月31日を基準日、同年６月４日を効力発生日とする１株当たり43円、配当総額1,701百万円の剰余金の配当を行いました。

第２号議案　定款一部変更の件

１．定款一部変更の理由

当社は、第１号議案の「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が生じた場合には、当社の株主は共同持株会社のみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要性がなくなります。そのため、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、当該削除に伴う条文の繰上げを行うものです。

２．定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、この度の定款の一部変更は、第１号議案の「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日である2027年４月１日（予定）に効力が発生するものとします。

（変更箇所に下線を付しております。）

現行定款	変更案
第１条～第12条（条文省略）	第１条～第12条（条文省略）
（定時株主総会の基準日） 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。	（削除）
第14条～第40条（条文省略）	第13条～第39条（現行どおり）

第３号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

当社は、2019年６月25日開催の第157回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に伴う報酬枠の設定等についてご承認をいただいております。

本臨時株主総会において、第１号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、当社は共同持株会社の完全子会社となります。この度の制度改定（以下「本制度改定」といいます。）は、本株式交換に伴い、これまで対象取締役に対して付与した譲渡制限付株式報酬に代えて交付される共同持株会社の普通株式（以下「交換後株式」といいます。）について譲渡制限を引き続き課すことにより、対象取締役に当社を含む共同持株会社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを持続的に与え、また、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

本制度改定は、本臨時株主総会において第１号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件とします。なお、本制度改定は、現行の本制度に基づき既に付与済みの譲渡制限付株式報酬及び交換後株式を対象とするものです。

本議案につきましては、指名報酬諮問委員会における審議・答申を経ており、本制度改定の目的を勘案して、改定後の本制度の内容は相当であると考えております。

現在の対象取締役の員数は４名であり、本臨時株主総会終結後も員数に変更はありません。

１．本株式交換時の取扱いに係る本制度の改定の概要

従来の本制度は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するとともに、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとして、ご承認いただいております。

この点について、本制度改定では、これまでに対象取締役に付与した譲渡制限付株式の全部について、本株式交換の効力発生後は交換後株式に係る譲渡制限付株式報酬へ置き換えるために、本株式交換に伴う譲渡制限の解除及び無償取得を行わないこととします。

２．交換後株式を対象とする本制度への改定の概要

対象取締役に対して付与済みの当社の譲渡制限付株式が、本株式交換の効力発生後に交換後株式に置き換わることに伴い、本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容は以下のとおり改定します。

なお、本議案が承認可決された場合、これまでに対象取締役に付与した本割当株式に係る譲渡制限付株式割当契約にも本制度改定の内容を反映させるべく、対象取締役及び共同持株会社との間で必要な合意を行う予定です。

	現行	改定後
対象株式	当社普通株式	共同持株会社の普通株式（交換後株式）
報酬等の額	譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額8,000万円以内	既に付与済の当社普通株式に対して、本株式交換に伴い交換後株式が交付されるため、新たな金銭報酬債権の付与又は払込みは要しない。 報酬等の額は交換後株式の時価を基礎として算定する。
付与する株式の数	譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数は年93,000株以内（但し、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）	対象取締役に対して、本株式交換に伴い、付与済みの譲渡制限付株式の数（年93,000株以内）に株式交換比率である0.88を乗じて算定される数の交換後株式が交付される。 本株式交換に伴い交付されるものであり、新たな株式の発行又は処分は行われない。
譲渡制限期間	３年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間	本株式交換の効力発生時点における改定前の本割当株式に係る譲渡制限期間の残存期間
退任時の取扱い	対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。	対象取締役が譲渡制限期間満了前に、共同持株会社又はその子会社の取締役又は執行役員の地位（以下「本地位」という。）のいずれからも退任又は退職した場合には、任期満了、死亡その他正当な理由による場合を除き、共同持株会社は、交換後株式を当然に無償で取得する。

	現行	改定後
譲渡制限の解除	対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。	対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、本地位にあったことを条件として、交換後株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に本地位のいずれからも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する交換後株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、共同持株会社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない交換後株式を当然に無償で取得する。
組織再編等における取扱い	当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。	当社は、譲渡制限期間中に、共同持株会社が消滅会社となる合併契約、同社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が同社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して同社の株主総会による承認を要さない場合においては、同社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、改定前の本割当株式に係る譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の交換後株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、共同持株会社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない交換後株式を当然に無償で取得する。
その他の事項	当社の取締役会において定めるものとする。	（現行どおり）

三菱化工機との経営統合による戦略・シナジー

本経営統合によるシナジー効果を最大化し、2036年3月期においては
グループ経営目標として売上高3,500億円、営業利益300億円以上を目指す

1 両社の強みを活かした事業基盤の強化

- 両社それぞれの強みと競争優位性を相互活用
- 単体機器の開発・設計・製造からアフターサービスに至るバリューチェーンを強化
- クロスセルを通じた、さらなる収益基盤の拡充

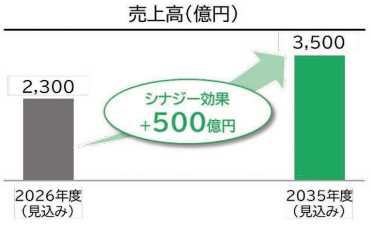
2 シナジーを活かした新たな成長機会の創出

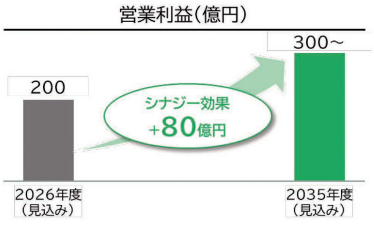
- 技術、製品及び顧客基盤を融合した高付加価値ソリューションを創出
- 「水・エネルギー・資源循環ソリューション」を展開
- M&Aを通じたインオーガニック成長、海外展開の加速及び三菱グループとの連携を強化

3 経営基盤の高度化と共創による企業価値創造

- 人材配置の最適化や基幹システムの統廃合による生産性向上
- 最新デジタル技術導入による効率化、コスト競争力の向上を実現
- 人材交流により専門性を高め、共創型企業文化を醸成

シナジー施策効果





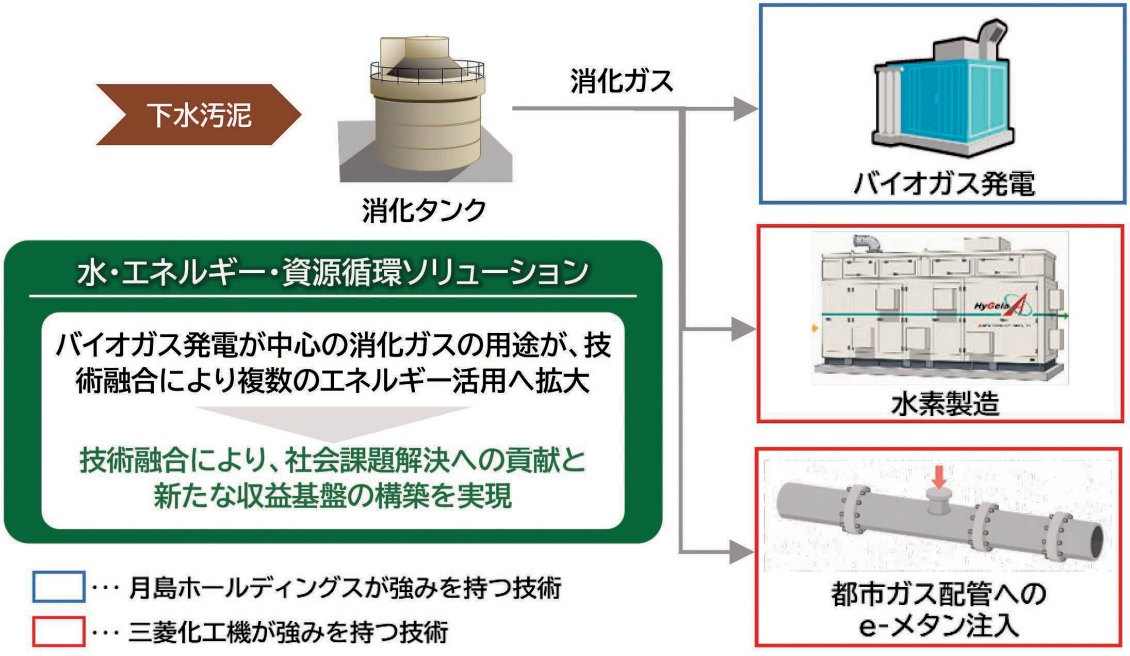
1 両社の強みを活かした事業基盤の強化

両社の製品ラインナップと顧客基盤の相互活用によるクロスセルの推進



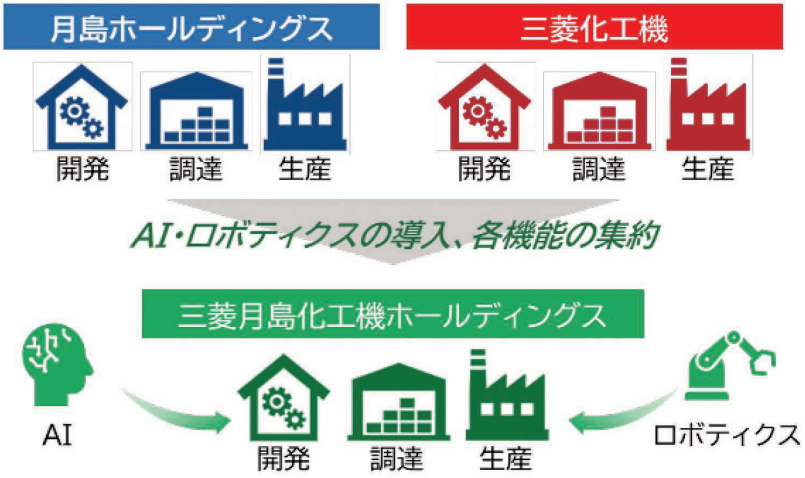
2 シナジーを活かした新たな成長機会の創出

当社の下水汚泥処理技術と三菱化工機の水素製造・導管注入技術の融合により、下水処理場を起点とした「水・エネルギー・資源循環ソリューション」を展開



3 経営基盤の高度化と共創による企業価値創造

AIやロボティクス等の最新デジタル技術の導入や研究機能／生産拠点の集約による効率改善／コスト削減



三菱化工機との経営統合に関するQ＆A

経営統合の背景・目的に関する事項

Q. 三菱化工機との経営統合の背景について、教えてください。

A. 国内では人口減少に伴う市場の縮小や人手不足、技術承継といった課題がある一方、カーボンニュートラルや資源循環など、環境課題への対応ニーズが高まっています。
このような状況のなか、当社は水環境事業が好調に推移する一方、産業事業のさらなる成長と収益力の向上が課題でした。一方、三菱化工機は、産業分野で高い収益力を有するものの、水環境分野の官民連携事業の拡大が課題でした。両社はともに「ものづくり」を基盤とし、単体機器の製造・販売に加え、プラントエンジニアリングやアフターサービスまで手掛けるなど、事業モデルに高い親和性があります。両社がそれぞれの強みを活かし、互いの課題を補完することで、より強固な事業基盤を構築し、持続的な成長と企業価値の向上につなげられると判断し、本経営統合を決定いたしました。

Q. 三菱化工機とは、これまでどのような関係があったのでしょうか。

A. 三菱化工機は、1935年に三菱グループ各社と当社（当時の月島機械）の出資により設立されました。設立当初は、設計、製造などの技術幹部を当社から派遣するなど、両社は創業時からつながりがあります。両社は、産業機械の国産化という共通の志のもと、長年にわたり事業を発展させてまいりました。こうした歴史的なつながりに加え、現在の事業でも高い親和性があることから、両社の強みを結集することで、さらなる成長と企業価値の向上を実現できると考えております。

Q. 経営統合後は、どのような姿を目指していますか。

A. 経営統合後は、両社が培ってきた技術力、顧客基盤、事業ノウハウを結集し、「水・エネルギー・産業インフラを支える機械・エンジニアリングのリーディングカンパニー」を目指します。当社グループが強みとする水インフラ関連分野と、三菱化工機が強みとする産業・エネルギー分野を組み合わせることで、事業領域の拡大と収益力の向上を図ります。
2026年度は両社合算で売上高2,300億円、営業利益200億円を見込んでおりますが、単体機器の相互販売（クロスセル）や技術・人材の相互活用などのシナジーを創出し、2035年度は売上高3,500億円、営業利益300億円以上を目指しています。

株式に関する事項

Q. 株式交換方式を選択したのは、なぜですか。

A. 本経営統合は、対等の精神に基づき、共同株式移転方式による統合会社の設立を検討してまいりました。しかし、この方式では米国証券取引委員会（SEC）への届出書（Form F-4）の提出が必要となり、手続きに多くの時間と費用を要することから、より円滑かつ早期に経営統合を実現するため、三菱化工機の株式を当社の株主に割り当てる株式交換方式を採用しました。本株式交換では、三菱化工機が株式交換完全親会社、当社が株式交換完全子会社となりますが、対等の精神に基づく経営統合であることには変わりありません。また、会計上の取得企業は当社となる見込みです。

Q. 株式の銘柄名や証券コードは変わりますか。また、新しい会社の株式はいつから売買できますか。

A. 株式交換により、当社株式（証券コード6332）は、2027年３月30日をもって上場廃止となります。株主の皆様には、保有する当社株式1株につき、三菱化工機（証券コード6331）の株式0.88株が割り当てられ、2027年４月１日より統合会社の株式として売買が可能になります。
銘柄名は「三菱月島化工機ホールディングス株式会社」に変更となり、証券コードは三菱化工機の「6331」を引き継ぎます。

Q. 株主として何か必要な手続きがありますか。また、端数株式が発生した場合の取扱いについて、教えてください。

A. 株主の皆様におかれましては、特段のお手続きは必要ありません。現在開設されている口座に統合会社の株式が自動的に割当交付されます。
端数株式につきましては、本株式交換に伴い、三菱化工機の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しましては、当該端数部分に応じた金額をお支払いいたします。支払時期については、2027年３月期の配当に合算してお支払いする予定でございます。

株主優待に関する事項

Q. 今後、株主優待制度はどうなりますか。

A. 2027年３月末を基準日とする当社株主優待制度につきましては、実施する旨を2026年11月６日に開示しております。
統合会社における2027年９月30日以降を基準日とする株主優待制度につきましては、株主の皆様にご好評いただいている当社の現行制度を基本として、三菱化工機と前向きに検討を進めております。具体的な内容については、統合会社発足後、決定次第、速やかに公表いたします。

株主還元、EPSの希薄化対応

Q. EPS希薄化やROE向上への対策に関する方向性を教えてください。

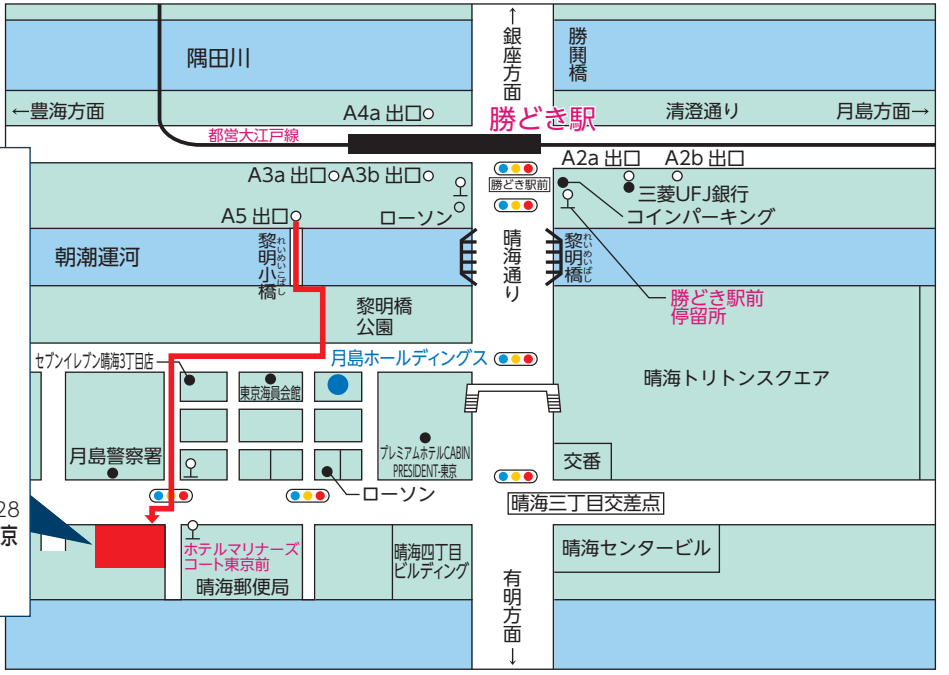
A. 統合会社における経営戦略や数値目標を示す中期経営計画は、2027年秋に公表する予定です。それに先立ち、EPS及びROEの改善に向けた資本政策を、2027年５月に予定している決算発表時に公表する予定です。シナジーの早期実現による利益成長に加え、自己株式取得などの資本政策を組み合わせることで、EPS及びROEの向上を目指します。自己株式の取得については、統合会社発足後、成長投資とのバランスを勘案しながら、可能な限り早期に着手し、株式交換の効力発生日後２年間を目途に、株式交換に伴うEPSの希薄化影響を相殺・解消する方向で、両社間で検討を進めております。必要な自己株式取得額は、現時点の試算では総額約250億円と認識しております。また、2027年３月期の期末配当については、経営統合を記念し、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、１株当たり５円の記念配当を実施する予定です。これにより、年間配当金は普通配当88円と合わせて１株当たり93円となる予定です。

※記念配当の詳細につきましては、2026年11月６日付けの「剰余金の配当（中間配当）の決定および期末配当予想の修正に関するお知らせ」を参照願います。

株主総会会場ご案内図



会場：東京都中央区晴海4-7-28
ホテルマリナーズコート東京
4階　白鳳
電話：03-5560-2525



■ 勝どき駅から徒歩でお越しの場合

勝どき駅（大江戸線）A5出口より約10分（ —— 徒歩コース）

経路
❶勝どき駅のグランドマリーナ東京方面改札より地下通路をとおりA5出口へお進みください。
❷朝潮運河方向にお進みいただき黎明小橋を渡り、黎明橋公園横の道路をお進みください。
❸当社本社ビル前を右折いただき、2ブロック先にあるセブンイレブンの角を左折します。
❹月島警察署を右手に直進し、横断歩道をお渡りいただいた先に会場がございます。

■ バスでお越しの場合

バス停最寄り駅	勝どき駅	東京駅	有楽町駅	銀座駅	
	大江戸線	JR線 丸ノ内線	JR線 有楽町線	日比谷線 銀座線	丸ノ内線
都営バスの系統 行先	都03又は05-1	都05-1	都05-1	都03又は05-1	
	晴海埠頭行き ※都バス05-2系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんので、ご注意願います。				
乗車停留所	勝どき駅前	東京駅丸の内南口	有楽町駅前	銀座四丁目	数寄屋橋
下車停留所	ホテルマリナーズコート東京前				

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

株主総会ご出席の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。